

平成二十二年十一月十六日受領  
答弁第一三三九号

内閣衆質一七六第一三九号

平成二十二年十一月十六日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員木村太郎君提出直轄岩木川改修事業と津軽ダム建設の促進に関する質問に対し、別紙答弁書を  
送付する。

衆議院議員木村太郎君提出直轄岩木川改修事業と津軽ダム建設の促進に関する質問に対する答弁書

一について

一級河川岩木川水系岩木川（以下「岩木川」という。）においては、国土交通省東北地方整備局長が平成十九年三月に策定した岩木川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）に基づき、今後とも、計画的に河川の整備を実施してまいる所存である。

二について

お尋ねについては、整備計画に基づき、堤防整備、河道掘削、津軽ダムの建設等の治水対策並びに堰<sup>せき</sup>に設けられた魚道の改善等の環境の改善及び保全に係る対策を実施するとともに、雨量、水位等に係る観測データ等の河川に関する情報の関係機関との共有及び地域住民の方々への迅速な提供、洪水ハザードマップの普及促進の支援等にも取り組むこととしている。

三について

御指摘の「定住環境の整備など」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成八年度より、岩木川中流部の弘前市から五所川原市までの区間において流下能力の向上を図るために河道掘削を行ってきた

ており、これにより洪水時の水位が低下し、高水敷の冠水の頻度が低減するものと考えている。

#### 四について

津軽ダム建設事業については、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第一項の規定に基づき「津軽ダムの建設に関する基本計画」において、工期を「昭和六十三年度から平成二十八年度までの予定」と定めており、当該基本計画に基づき事業を進めているところである。